

## 南那須地区広域行政事務組合電力調達に係る環境配慮方針

### (目的)

第1条 本方針は、南那須地区広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

### (環境に配慮した電力調達契約)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本組合が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

### (対象施設)

第3条 本方針の対象は、競争入札により電力を調達する本組合の全ての施設とする。

### (環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### 1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

#### 2 加点項目

- (1) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (2) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (3) 環境報告書の発行状況
- (4) 森林の機能増進活動又は緑化推進事業への参加状況

### (入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、前条で定める基本項目の評価点の合計が70点以上であること。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

### (評価)

第6条 本組合が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、「南那須地区広域行政事務組合環境に配慮した電力調達契

約評価基準」(別表)により算定し、その評価点等を「南那須地区広域行政事務組合環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式、以下「評価項目報告書」という。)に記載し、申請期限までに組合長に提出するものとする。

- 2 組合長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。
- 3 組合長は、判定の結果について、当該小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 組合長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

南那須地区広域行政事務組合環境に配慮した電力調達契約評価基準

（令和3年5月1日改正）

基本項目	区 分	配点
①直近の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)(kg-CO <sub>2</sub> /kWh) (※1)	0.450未満	70
	0.450以上 0.475未満	65
	0.475以上 0.500未満	60
	0.500以上 0.525未満	55
	0.525以上 0.550未満	50
	0.550以上 0.575未満	45
	0.575以上 0.600未満	40
	0.600以上 0.625未満	35
	0.625以上 0.650未満	30
	0.650以上 0.675未満	25
	0.675以上	20
②直近の未利用エネルギー活用状況 (※2)	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③直近の再生可能エネルギー導入状況 (※3)	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	導入していない	0
加点項目	区 分	配点
①需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(※4)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
②環境マネジメントシステムの導入状況 (※5)	導入している	5
	導入していない	0
③環境報告書の発行状況	発行している	5
	発行していない	0
④森林の機能増進活動又は緑化推進事業への参加状況	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成10年法律117号。以下「温対法」という。)に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に公表された直近の調整後排出係数をいう。なお、前述の係数がない場合、各小売電気事業者がホームページ等で公表している係数とする。

- ※2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
  - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

直近の未利用エネルギーの活用状況(%) = (直近の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) ÷ 直近の供給電力量(需要端)) × 100

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号。以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

ウ 高炉ガス又は副生ガス

エ 直近の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

オ 直近の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

- ※3 直近の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう(単位はすべてkWh)。
- (1) 直近の自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
  - (2) 直近の他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))

(ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)

(3) 直近の供給電力量 (需要端(kWh))

(算定方式)

直近の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②) ÷ ③ × 100

ア 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条 4 項に定められた再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000 kW未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。

イ 直近の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他電気事業者への販売分は含まない。

ウ 直近の供給電力量 (③) には他電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に小売電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※5 入札実施時における環境マネジメントシステム (EMS) の導入状況で、評価対象となる EMS は「ISO14001」とする。